

会津若松市地域福祉計画

地域福祉計画は、地域福祉の推進により、地域包括ケアシステムの理念の普遍化を図り、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域と共に創る「地域共生社会」の実現を目的にした計画である。

また、本計画の理念を具体的な活動につなげていく必要があることから、社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会が策定する住民主体の地域福祉活動の推進を図るために地域福祉活動計画と一体的に策定しており、2つの計画の一体的な推進により、本市の地域福祉の充実を図っていく。

基本理念

「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合う
あいづわかまつ」

基本的な視点

- ①地域福祉の主役は地域で生活する市民一人ひとり
- ②地域共生社会の実現を目指す
- ③地域の特性を活かし、地域生活課題に対応する
- ④分野を超えた多様な主体が連携する
- ⑤人に寄り添った支援を行う
- ⑥常時・非常時の切れ目のない支え合いを推進する

基本目標と基本施策

基本目標1 みんなが活躍できる地域づくり

- 基本施策
- ① 地域福祉の理解促進と福祉の心の育成
 - ② 地域福祉活動の担い手の育成
 - ③ 誰もが活躍できる場の創出

基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

- 基本施策
- ① 地域交流の推進
 - ② 支え合い活動の推進
 - ③ 住民と関係機関の連携

基本目標3 みんなが安心して暮らせる地域づくり

- 基本施策
- ① くらしを支える環境の整備
 - ② 情報提供と相談体制の整備
 - ③ 医療・福祉サービスの充実

重点的な取組

目指す姿

「お互いさまでみんなをつなぐまち」

重点的な取組

- ①住民参画による地域づくり
- ②相談・支援体制の充実した地域づくり
- ③常時・非常時の切れ目のない支え合いの地域づくり

計画期間

令和3年度～令和7年度
(5年間)

計画の推進

地域住民、地域、医療・福祉の専門職、行政、社会福祉協議会の地域の多様な主体間での協働や、地域の様々な資源の活用を図りながら、推進していく。

重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑かつ複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的に、「属性を問わない相談支援」、「多様な参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の支援を一体的に実施する事業である。

市重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、令和7年度から事業を実施している。

事業概要

介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の単独の福祉制度で行われてきた「相談支援」や「地域づくりに向けた支援」を、それぞれ「包括的相談支援事業」や「地域づくり事業」として連携して実施する。

また、新たな支援となる「多機関協働事業」、「参加支援事業」、「アウトリーチ等を通じた包括的支援事業」と一体的に実施することで、単独の福祉制度では、円滑な相談・支援が困難なニーズに対応する。

◆多機関協働事業

単独の支援関係機関では、円滑な支援が難しい地域生活課題に対応できるよう「重層的支援会議」において、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めるコーディネートを行う。

◆アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業

必要な支援が届いていない潜在的相談者への支援に向けて、潜在的相談者の把握、支援に向けての信頼関係の構築を図る。

◆参加支援事業

地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートを行い、社会とのつながりづくりに向けた支援をする。

◆包括的相談支援事業

各相談窓口において、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず相談を幅広く受け止め、支援につなげる。

◆地域づくり事業

地域の世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の確保、地域福祉活動の活性化や多様な活動が生まれやすい環境整備を行う。

会津若松市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

基本理念と基本目標

■ 基本理念

年齢を重ねても誰もがいきいきと暮らせる地域社会の実現

■ 基本目標

本計画の基本目標は、「地域包括ケアシステムの推進・深化により、住み慣れた地域で誰もが自分らしく暮らせる社会の実現を目指します」とします。

前計画に引き続き、地域での支え合いの仕組みづくりを継続、推進することで地域課題の解決を図るとともに、将来においても持続可能な地域包括ケアシステム、介護保険運営に取り組みます。

また、高齢者だけではなく、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者支援など、全ての人が住み慣れた地域において生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指します。

基本施策

《 基本施策1 高齢者の活躍の促進》

今日、元気な高齢者が増加する中で、多様な社会経験を持つ高齢者が、支えられる側だけではなく、支援を必要とする人々を支える側として、その意欲・能力を活かし、地域活動へ積極的に参加できる仕組みづくりを進めます。

(1) 高齢者の社会参画と生きがいづくり

①社会参加の促進

- 老人クラブの支援
- 地域サロンの充実と支援
- 公民館事業やスポーツイベント、地域活動等の充実
- コミュニケーションの円滑化への支援

②生涯学習の推進

- あいづわくわく学園の充実
- ゆめ寺子屋の充実
- 公民館の学習講座等の充実
- ふれあいセンター事業の充実
- つながりづくりポイント事業の推進

(2) 高齢者の就労支援と役割づくり

①高齢者の就労等支援

- シルバー人材センターへの支援
- 多様な就労的活動の支援

②高齢者のボランティアや地域活動での役割の充実

- ボランティアへの取組
- あいづわくわく学園の充実

《 基本施策2 地域包括ケアシステムの推進・深化》

地域のつながりの希薄化が懸念される中で、少子高齢化への対応や、介護予防、災害への備えとして重要性が増している地域包括ケアシステムの推進・深化に向け取り組みます。

地域包括支援センターは、高齢者の総合的な相談窓口として定着しており、また、医療や介護の専門職機関や地域関係者として良好なネットワークを構築しています。今後も地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を果たすため、事業や体制の充実・強化を図っていきます。

また、高齢者の状態にあわせて、医療と介護が円滑に提供されるよう、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を強化していきます。

(1) 地域支援ネットワークの強化

- ①地域支援ネットワークの強化
 - 地域支援ネットワークの強化と拡大
 - 生活支援体制の推進
 - 孤立死防止等ネットワークの推進
- ②地域ケア会議の充実
 - 地域ケア会議の連携強化
 - ミニ地域ケア会議等開催の推進

(2) 地域包括支援センターの機能強化と業務量の適正化

①地域包括支援センター事業の充実

- 相談支援体制の充実
- 医療・介護関係者等の連携・協働の推進
- 介護支援専門員の活動支援の充実
- 介護予防ケアマネジメントの充実

[地域包括支援センター]

圏域名	名 称	小学校区域
若松 第1圏域	若松第1地域包括支援センター	行仁・鶴城・東山小学校区域
若松 第2圏域	若松第2地域包括支援センター	謹教・城西・小金井小学校区域
若松 第3圏域	若松第3地域包括支援センター	門田・城南・大戸小学校区域
若松 第4圏域	若松第4地域包括支援センター	永和・神指・城北・日新小学校区域
若松 第5圏域	若松第5地域包括支援センター	一箕・松長小学校・湊学園区域

北会津圏域	北会津地域包括支援センター	荒館・川南小学校区域
河東圏域	河東地域包括支援センター	河東学園区域

- ②地域包括支援センターの機能強化と業務量の適正化
- 地域包括支援センター職員のスキルアップ
 - 地域包括支援センターの体制強化と業務量の適正化
 - 地域包括支援センターの評価の実施
- (3) 在宅医療・介護連携の推進
- 医療・介護関係者のネットワーク構築の推進
 - 在宅療養に関する専門職のスキルアップ
 - 在宅療養に関する相談体制の充実と意識啓発の推進

《基本施策3 フレイル対策を含めた介護予防の推進》

高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、介護予防や通いの場づくりの推進に取り組みます。

また、要介護状態への移行を抑制し、または要介護状態とっても、自らの心身機能を維持向上できるよう、本人の状態に応じたサービスの提供を行います。

- (1) 地域における介護予防の充実
 - 地域リハビリテーション活動支援事業
 - 通いの場の設立及び運営の支援
 - 市民サポーター育成の推進
- (2) 要介護状態への移行抑制
 - ①介護予防・生活支援サービス事業
 - 訪問・通所サービス
 - 訪問・通所緩和型サービス
 - 短期集中予防訪問サービス
 - ②介護予防の普及啓発の推進
 - 介護予防教室
 - 介護予防講座
 - ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- (3) 全年代での健康づくりの取組
 - ライフステージに応じた健康づくり
 - 健康診査受診等の推進
 - I C Tを活用した健康づくり

《基本施策4 認知症対策の推進》

認知症の人が生きがいや希望をもって安心して暮らすことができるよう、認知症への理解促進を図るとともに、認知症の人のみならず、その家族などへの支援や、互いに交流し合う仕組みづくりを行っていきます。

また、認知症の症状段階に応じた医療・介護サービスが適切に提供されるよう、関係機関の連携強化を図るとともに、認知症の予防とあわせて、早期発見・早期対応に向け取り組みます。

- (1) 認知症に関する理解促進
 - 認知症サポーター養成の推進
 - 認知症キャラバン・メイトの支援
- (2) 認知症の人と家族への支援
 - 認知症に関する相談体制の充実
 - 認知症カフェ・チームオレンジの開設及び運営支援
 - 認知症外出見守り事業の推進
 - 若年性認知症の人と家族への支援
- (3) 認知症に関する医療介護連携の推進
 - 医療・介護関係者のネットワークの強化
 - 認知症ケアパスの活用
- (4) 認知症予防、早期発見・早期対応の取組
 - 認知症予防事業の推進
 - 認知症初期集中支援チームの実施

《基本施策5 高齢者の生活支援や家族介護者への支援の充実》

高齢者及び高齢者を介護する家族等を支援するため、高齢者の権利擁護に関する取組や不測の事態に備えた安全対策、多様なニーズに対応した介護サービス以外での生活支援を推進します。

支援に当たっては、課題ごとの対応に加えて、ダブルケア、「8050問題」、ヤングケアラーといった、世帯が抱える課題全体を捉えた関わりが必要となる場合もあり、分野や属性を問わない幅広い相談体制の充実を進めます。

- (1) 高齢者の権利擁護・安全確保の推進
 - ①虐待防止・権利擁護の推進
 - 成年後見制度の充実
 - 高齢者虐待の防止
 - 相談支援による権利擁護
 - ②高齢者の安全確保
 - 安全対策の推進
 - 災害・感染症対策の推進

- (2) 高齢者の生活支援の充実
- ①一人暮らし・高齢者のみ世帯等への支援
 - 住まいの支援
 - 訪問給食事業
 - 地域における除雪の支援
 - 外出支援施策の推進
 - ②有料老人ホーム等に係る県との情報連携強化について
 - (3) 家族介護者への支援の充実
 - 相談支援体制の充実
 - 寝たきり高齢者等おむつ等給付事業

《 基本施策6 介護保険制度の円滑な運営》

2040年までの中長期的な人口推計などを踏まえ、今後、在宅サービスと施設サービスのバランスを図りつつ、在宅サービスの中でも在宅生活の継続に特に必要性の高い地域密着型サービスについて、前記画を引き継ぎ整備を進めます。

また、社会的に大きな課題となっている介護人材の確保について、国や県と連携・協力しながら取り組みます。

さらに、作成されたケアプランが、利用者の自立支援に資するものであるか、過剰なサービスが提供されていないか等の視点から点検し、インフォーマルなサービスも含めた適正かつ質の高いサービスが提供されるよう取り組んでいきます。

- (1) バランスのとれた介護サービス環境の構築
- ①第9期計画における施設整備について
 - 第9期計画における施設整備の考え方
 - 第9期計画における施設整備について
 - ②利用者負担のバランス
 - 利用者負担割合
 - 利用者負担額の軽減
 - 介護保険料の減免・軽減
- (2) 介護人材の確保
- ①県と連携した介護人材確保対策の推進
 - ②介護職員の処遇改善と介護現場の生産性向上
 - ③介護職員の魅力向上に向けた取り組み
- (3) 介護保険事業の円滑な運営
- ①介護保険制度に関する情報提供
 - ②介護給付適正化事業
 - 主要3事業
 - ③指定事業所に対する指導・監査
 - ④介護保険料の徴収対策
 - ⑤介護給付費準備基金の運用

《 基本施策7 介護サービス量の見込み》

令和6年度からの介護サービスの見込みは、本市の高齢者人口や要介護・要支援認定者数を推計し、第8期計画期間中におけるサービスの利用実績や、今後3年間に施設が整備される見込み等を勘案しながら推計しました。

①第9期介護保険料

○介護保険料の算定方法

第9期介護保険事業計画期間（令和6年度～令和8年度）における第1号被保険者保険料を算定するために、計画期間である3年間の介護給付費等を積算します。

計画期間の高齢者人口や要介護・要支援認定者数、介護サービス量の見込み等をもとに推計した結果、今後3年間の介護給付費等は約378億円と見込まれます。

その費用を介護保険制度のルールにより分担します。

②第9期計画の介護保険料

これらを総合的に考慮し、令和6年度から3年間の第9期介護保険料基準額は、

年額79,200円（月額6,600円）とします。

●令和6年度～令和8年度介護保険料

段階	区分	年額(円)
1	・生活保護を受けている人 ・老齢福祉年金を受けていて本人及び世帯全員が市民税非課税の人 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円以下の人	22,500
2	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円を超えて120万円以下の人	26,500
3	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	50,200
4	本人が市民税非課税及び合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円以下で、世帯のだれかが市民税を課税されている人	67,300
5	本人が市民税非課税及び合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円を超える人で、世帯のだれかが市民税を課税されている人	79,200

6	本人が市民税を課税されていて、 合計所得金額が120万円未満の人	91,000
7	本人が市民税を課税されていて、 合計所得金額が210万円未満の人	102,900
8	本人が市民税を課税されていて、 合計所得金額が320万円未満の人	118,800
9	本人が市民税を課税されていて、 合計所得金額が420万円未満の人	134,600
10	本人が市民税を課税されていて、 合計所得金額が520万円未満の人	150,400
11	本人が市民税を課税されていて、 合計所得金額が620万円未満の人	166,300
12	本人が市民税を課税されていて、 合計所得金額が720万円未満の人	182,100
13	本人が市民税を課税されていて、 合計所得金額が720万円以上の人	190,000

介護保険制度の運営状況

(1) 総人口と高齢者数等（各年4月1日現在）

区分	総人口 (A)	65歳以上人口 (B)		
		65～74歳	75歳以上	
令和3年	116,062	36,409	17,903	18,506
令和4年	114,639	36,554	17,833	18,721
令和5年	113,007	36,389	17,397	18,992
令和6年	111,324	36,501	17,173	19,328

区分	高齢化率 (B/A)	認定者数 (C)	認定率 (C/B)
令和3年	31.4%	7,475	20.5%
令和4年	31.9%	7,346	20.1%
令和5年	32.2%	7,331	20.1%
令和6年	32.8%	7,352	20.1%

※認定者数は各年4月末現在。

※認定者数には40～64歳の被保険者を含む。

(2) 要介護・要支援認定者数（各年4月末現在）

区分	令和6年		令和5年		令和4年	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
要支援1	1,521	20.7%	1,490	20.3%	1,383	18.8%
要支援2	847	11.5%	869	11.9%	864	11.8%
要介護1	1,573	21.4%	1,542	21.0%	1,618	22.0%
要介護2	983	13.4%	998	13.6%	1,020	13.9%
要介護3	780	10.6%	818	11.2%	796	10.8%
要介護4	1,050	14.3%	1,012	13.8%	1,043	14.2%
要介護5	598	8.1%	602	8.2%	622	8.5%
合計	7,352	100.0	7,331	100.0	7,346	100.0

※認定者数は各年4月末現在。

※認定者数には40～64歳の被保険者を含む。

(3) サービス受給者数（各年4月末現在）

(単位：人)

	令和6年	令和5年	令和4年
居宅サービス総数 (A)	4,939	4,815	4,730
要支援1	514	445	399
要支援2	474	466	430
要介護1	1,464	1,421	1,455
要介護2	988	965	1,012
要介護3	620	642	577
要介護4	566	568	575
要介護5	312	308	282
施設サービス総数 (B)	1,320	1,284	1,374
介護老人福祉施設	776	734	787
介護老人保健施設	493	505	532
介護療養型医療施設	5	0	5
介護医療院	46	45	50
総数 (A+B)	6,259	6,099	6,104

(※構成比)

居宅サービス	78.9%	78.9%	77.5%
施設サービス	21.1%	21.1%	22.5%

(4) 介護サービス等給付費（年間）

単位：千円

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
居宅サービス	6,214,665	6,086,924	5,953,588
施設サービス	4,535,503	4,355,579	4,313,168
その他	672,646	657,923	656,483
合計	11,422,814	11,100,426	10,923,239

※その他には、高額介護（高額医療合算介護）サービス等諸費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料を含む。

高齢者の福祉

概 要

本市においては、令和7年4月1日現在の高齢化率が33.2%となり全国平均より先行している状況にあることから、総合的な高齢社会対策の推進が求められています。

さらに、65歳以上の高齢者人口の増加と合わせて、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者、認知症高齢者の増加も見込まれています。

このような状況を踏まえ、市では、介護保険事業計画と一緒に策定した『高齢者福祉計画』に基づき、多様なニーズに対応した福祉サービス等を総合的に提供し、高齢者の誰もが尊重され、住み慣れた地域で心身ともに健康で自立した生活が送れるよう支援しています。

◆高齢者人口の推移 (各年4月1日現在)

区分	7年	6年	5年
総人口(人)	109,798	111,324	113,007
60歳以上	人口(人)	7,776	7,872
65歳未満	比率(%)	7.1	7.1
65歳以上	人口(人)	36,457	36,501
	比率(%)	33.2	32.8
75歳以上	人口(人)	19,834	19,328
(再掲)	比率(%)	18.1	17.4
		※ 住民基本台帳	

◆ひとり暮らし高齢者の推移 (各年10月1日現在)

区分	2年	27年	22年
ひとり暮らし高齢者	6,366	5,794	4,681

※ 国勢調査結果

生活支援対策

◆高齢者日常生活用具給付等事業

本市に居住する概ね65歳以上で住民税が非課税世帯のひとり暮らし高齢者等に対して、火災警報器等の日常生活用具を給付しています。

○実施状況

区分	6年度	5年度	4年度
給付件数(件)	14	23	6
内訳	電磁調理器	3	2
	火災警報器	8	14
自動消火器	3	7	3

◆高齢者はり、きゅう、マッサージ等施術所利用助成事業

本市に居住する75歳以上の高齢者がはり、きゅう、マッサージ等の施術を受けた場合、その費用の一部(800円)を助成し、健康の保持増進を図っています。

○実施状況

区分	6年度	5年度	4年度
給付者数(人)	176	135	144
延利用者数(人)	275	228	210
延利用枚数(枚)	454	369	339

◆緊急通報システム事業

本市に居住する概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者及びひとり暮らしの重度身体障がい者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、日常生活における不安解消を図っています。

○実施状況

区分	6年度	5年度	4年度
利用者数(人)	437	455	511

◆高齢者自立支援住宅改修助成事業

介護保険要介護認定で「非該当(自立)」と認定された65歳以上の高齢者(生計中心者が非課税)が、要介護状態になることを予防するために行う住宅改修に要する経費についてその9割を、18万円を限度に助成しています。

○実施状況

区分	6年度	5年度	4年度
件数(件)	7	4	6
助成額(千円)	870	566	650

◆車いすタクシー利用助成事業

歩行が困難な65歳以上の高齢者(身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳の交付を受けていない方で、かつ、常時車いすを利用している又は歩行が困難な方)が、車いすタクシーを利用した場合、その費用の一部(1ヶ月あたり4,000円)を助成しています。

○実施状況

区分	6年度	5年度	4年度
給付者数(人)	165	153	136
助成額(千円)	2,250	2,183	2,157

◆共生福祉相談員事業

一人暮らしの高齢者等に対し、友愛訪問を通して、安否の確認や生活相談などを行う共生福祉相談員を設置し、高齢者の方の精神的孤独感の解消と健全で安らかな生活が営まれるよう努めています。

○実施状況

区分	6年度	5年度	4年度
相談員数(人)	50	51	50
訪問対象世帯(世帯)	1,876	2,044	2,239
訪問件数(件)	11,855	16,543	17,172

◆中等度難聴者補聴器購入費助成事業

コミュニケーション能力の維持・向上による介護予防、認知症の発症・進行予防、健康増進を図るために18歳以上の中等度難聴者に対し、補聴器の購入費用の一部を助成しています。

○実施状況

区分	6年度
件数(件)	13
助成額(千円)	260

高齢者生きがい対策

◆老人クラブ

老後の生活を健康で豊かなものとするため、教養活動及びレクリエーション活動等を展開している単位老人クラブに対して助成金を交付しています。

○助成額

区分	6年度	5年度	4年度
クラブ数	37	44	52
会員数(人)	1,461	1,710	2,067
助成額(千円)	1,332	1,584	1,872
連合会助成額(千円)	3,002	2,927	2,927

◆高齢者作品展

高齢者が豊かな経験と知識を生かして制作した作品を展示し、広く市民に高齢者の能力を理解しても

らうとともに、高齢者の生きがいづくりに努めています。

○実施状況

区分	6年度	5年度	4年度
出品団体数(団体)	43	41	37
出品点数(点)	563	690	491

◆敬老事業

本市に居住する75歳以上の方を対象に敬老会等を実施しています。

また、88歳の誕生日を迎える市内に6か月以上住んでいる方に、敬老祝金(10,000円)を贈呈しています。100歳の誕生日を迎えた方には、福島県と合同で賀寿を実施しており、市からは祝状及び祝金(50,000円)を贈呈しています。

○敬老祝金・100歳賀寿贈呈状況

区分	6年度	5年度	4年度
88歳贈呈者数(人)	750	788	800
100歳贈呈者数(人)	48	50	45

◆高齢者大学校「あいづわくわく学園」

平成3年7月に開校、平成23年4月からは(社福)市社会福祉協議会との共催により60歳以上の方を対象とした事業を展開しています。

○目的

自らが意欲的に仲間づくりの輪を広げ、健康と生きがいの目標を見出し、今日及び明日の活力へつなぐことができるよう、さらには、地域社会におけるリーダーとして活躍する人材を育成を目的としています。

○概要

教養、実践の2コース(計2年度)、それぞれ月2回程度の実践を中心としたカリキュラムにより学びます。

◆ゆめ寺子屋

高齢者の生きがいづくりと健康づくり、さらには社会活動への参加を促進するため、平成9年10月に開校(平成11年度より市単独事業)、平成23年4月からは(社福)市社会福祉協議会との共催により事業を展開しています。

60歳以上の方を対象とし、月1~2回の講演会や講座等を開講し、幅広い教養を身につけるとともに、スポーツ・レクリエーション、フレイル防止のための運動等に取り組む機会を提供しています。

受講期間は、11カ月（5月～翌年3月）です。

老人福祉施設

◆養護老人ホーム

経済的または環境的な理由で養護を受けることが困難な65歳以上の方が入所し、必要な養護のもとに生活をしています。

入所決定は、老人ホーム入所判定委員会の要否判定後、福祉事務所が行います。また、本人の所得または扶養義務者の課税の状況に応じ費用負担があります。

○入所の状況(各年度3月31日現在) (単位：人)

区分	6年度	5年度	4年度	
市内	会津長寿園	134	131	127
市外	鮮雲荘	19	14	19
	緑光園	3	2	5
合計	156	147	151	

◆デイサービスセンター

施設名	指定管理者
北会津デイサービスセンター	(福)市社会福祉協議会

◆施設への助成(令和6年度)

施設名	助成内容	金額 (千円)
会津敬愛苑	建設に係る借入金償還に対する補助	18,203
気生苑	建設に係る借入金利子に対する補助	5,517
天生	建設に係る借入金利子に対する補助	1,827

シルバー人材センター

健康で意欲のある高齢者の就業機会を確保するため、公益社団法人会津若松市シルバー人材センターが果たすべき役割は重要であり、大きな期待が寄せられています。

◆年齢別会員数

(令和7年3月31日現在)

区分	男	女	計
59歳以下	0	0	0
60～64歳	12	8	20
65～69歳	44	33	77
70～74歳	117	60	177
75～79歳	86	38	124
80歳以上	66	27	93
合計	325	166	491

◆事業実績の推移

区分	6年度	5年度	4年度
受注件数	公 共	139	142
	民 間	5,683	5,281
	計	5,822	5,423
契約金額(千円)	240,557	225,243	213,901
配分金(千円)	194,078	181,789	179,539
事務費等(千円)	46,480	43,454	33,843
会員数(人)	491	521	504
就業延人員(人)	46,677	45,037	47,075
就業率(%)	88.4	85.6	90.1

※ 事務費等は、事務費及び材料費の合計。

※ 就業延人員で多いのは、運搬・清掃・包装等の職業、サービスの職業、農林漁業の職業の順であり、配分金額でも同様に、運搬・清掃・包装等の職業、サービスの職業、農林漁業の職業の順の順となっています。（令和6年度）

地域支援事業

概要

地域の高齢者を対象に、要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、各種事業を実施し介護予防を推進します。

主な事業

◆介護予防・日常生活支援総合事業

【介護予防・生活支援サービス事業】

要支援者等を対象に、介護予防の充実と多様な主体による多様なサービスを実施します。

○実施状況

単位：千円

区分	6年度	5年度
訪問型サービス	85,247	86,553
通所型サービス	331,021	340,733

【一般介護予防事業】

すべての高齢者を対象に、介護予防に関する知識の普及啓発を実施します。

○実施状況

区分	6年度	5年度
介護予防教室	466回 5,138人	472回 4,894人
介護予防講座	102回 1,495人	87回 1,233人
認知症予防教室	4回 41人	2回 37人

◆包括的支援事業

【地域包括支援センター事業】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、7ヶ所に設置した地域包括支援センターで、さまざまな相談や介護状態にならないための事業及び虐待等から高齢者を守る権利擁護事業などを、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職がチームとなって支援します。

○実施状況

区分	6年度	5年度	4年度
電話相談(件)	38,492	33,538	32,241
来所相談(件)	9,362	6,965	6,396
訪問相談(件)	18,690	19,414	19,503
延相談件数(件)	66,544	59,917	58,140

【在宅医療・介護連携推進事業】

在宅医療・介護連携支援センターの設置などにより、高齢者が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

○実施状況

区分	6年度	5年度	4年度
在宅医療・介護連携の相談・支援件数(件)	24	50	25

【認知症総合支援事業】

認知症の早期発見・早期対応や介護者への支援体制づくりに取り組みます。

○実施状況

区分	6年度	5年度
認知症初期集中支援チーム	相談件数 33件	相談件数 21件
認知症地域支援推進員	相談件数 982件	相談件数 944件

【生活支援体制整備事業】

高齢者の生活支援に関する支え合い活動等の支援の充実を図ります。

○実施状況

区分	6年度	5年度
協議体設置	全市1各地区16	全市1各地区16
生活支援コーディネーター配置	全市2各地区7 相談件数 1,680件	全市2各地区7 相談件数 1,268件

◆任意事業等

【家族介護者交流会事業】

高齢者を介護している家族に、介護の方法や介護予防等の知識や技術の習得、介護者間の情報交換及び交流の場を設け、介護者の負担軽減を図ります。

○実施状況

区分	6年度	5年度	4年度
参加者(人)	98	122	176

【認知症サポートー養成講座】

地域の団体や、職場や学校等を対象に認知症についての出前講座を実施し理解を深めます。

○実施状況

区分	6年度	5年度
回数・養成者数	48回 731人	53回 857人

【寝たきり高齢者等紙おむつ等給付事業】
寝たきりの高齢者等に対し、紙おむつ等の購入費の一部を助成し、在宅生活を支援します。

○実施状況

区分	6年度	5年度	4年度
給付者（人）	656	662	694

【家族介護慰労金支給事業】
介護保険サービスを利用せずに重度の要介護者を在宅で介護している家族に対し、慰労金を支給します。

○実施状況

区分	6年度	5年度	4年度
該当者（世帯）	0	0	0

【成年後見制度利用支援事業】
判断能力が不十分な認知症高齢者等が、親族による申し立てが困難な場合など、市長が申し立てを行い、本人の福祉の増進を図ります。

○実施状況

区分	6年度	5年度	4年度
市長申立件数（件）	27	37	21

【訪問給食サービス事業】
本市に居住する65歳以上のひとり暮らし高齢者等にバランスのとれた食事を配食するとともに、安否確認を行っています。

○実施状況

区分	6年度	5年度	4年度
実利用者数(人)	837	812	752
実食数（食）	146,366	133,086	124,083

第4次会津若松市障がい者計画・第7期障がい福祉計画 ・第3期障がい児福祉計画

基本理念

「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人としての尊厳が守られ、共に生きることのできる地域社会の実現」

基本目標

「地域全体で合理的配慮の推進に取り組むまち」「ライフステージに応じた適切な支援が受けられるまち」「自らの生き方を主体的に選択し、自己実現ができるまち」「誰もが安心して暮らすことができるまち」

基本方針

①合理的配慮の推進

障がいのある人の権利擁護のため、障がい理解の啓発により差別や虐待の予防、解消に取り組むとともに、ソフト・ハード両面でのユニバーサルデザインを推進する。また、社会全体で障がいに応じた合理的配慮が実践されるよう市民、事業者と協働で取り組む。

②地域で支え合える関係づくり

障がいのある人もない人も地域で安心して生活できるよう、身近な地域において人と人とのつながりや絆を築き、気軽に声を掛け合える地域づくり、支え合える関係づくりに取り組む。

③自己実現を可能とする活動の推進

障がいのある人がスポーツや文化芸術活動など余暇活動を楽しむことができる環境づくりに取り組む。

④雇用・就業の促進

障がいのある人が生きがいを持って安心して働き続けることができるよう、企業などに対して障がい理解の促進に取り組む。

⑤障がいのある子どもへの支援の充実

関係機関と連携して、障がいや発達に課題のある子どもを早期に発見し、充実した療育が受けられる仕組みづくりに取り組む。また、乳幼児期から青年期まで成長過程に応じた支援を受けることができる仕組みづくりに取り組む。

⑥地域生活支援の充実

個々の課題に応じた相談支援体制の充実を図るとともに、多様化する課題に対応するため、横断的な連携により、地域生活の基盤となる保健、医療、福祉、相談支援の充実に取り組む。

市民協働での仕組みづくり

地域自立支援協議会を中心に、市民協働で次の6つの仕組みづくりに取り組む。

①障がい理解の仕組みづくり

すべての市民や事業者に障がいや障がいのある人への正しい理解が広がる仕組みを構築する。

②地域で支え合う仕組みづくり

災害への備えなど、地域における福祉力の向上により、身近な地域での見守りや支え合いが行われるような仕組みを構築する。

③活動支援の仕組みづくり

障がいのある人が気軽にまちに出かけ、スポーツや文化芸術、余暇活動に参加し、自分らしく活動するために必要な支援体制の仕組みを構築する。

④就労に向けた仕組みづくり

就労を希望する障がいのある人が、能力に応じて働く場や機会を得られ、安心して働き続けることができるような支援の仕組みを構築する。

⑤成長過程に応じた一貫した支援の仕組みづくり

障がいのある子どもが健やかに成長できるよう、乳幼児期から卒業後まで切れ目のない一貫した支援を行うための仕組みを構築する。

⑥横断的な支援の仕組みづくり

障がいのある人が地域で暮らし続けることができるよう、保健や医療の分野における関係機関が課題を共有しながら連携し、身近な相談体制など障がい者を支援する仕組みを構築する。

計画期間

◆第4次障がい者計画

令和6年度～令和11年度 6年間

◆第7期障がい福祉計画

令和6年度～令和11年度 6年間

◆第3期障がい児福祉計画

令和6年度～令和11年度 6年間

計画の推進体制

計画は、府内及び府外の組織により推進する。

- 市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画府内連絡調整会議(関係課長による組織)
- 市地域自立支援協議会(保健・医療・福祉・教育・経済・地域団体等による組織)

障害者総合支援法

概要

障害者自立支援法が改正され、平成25年4月から障害者総合支援法が施行された。障がいの種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等）にかかわらず、障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう利用するための仕組みを一元化している。支援システムは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

自立支援給付

自立支援給付は、利用者個人に支給される個別給付であり、障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の支給で構成されている。

◆障がい福祉サービス

サービス種別	内 容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言など、生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は知的障がい、もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に実施する。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供や安全な移動の支援等の外出支援を行う。
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間ににおいて、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供する。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
施設入所支援	常時介護を必要とする人に、施設において居住の場を提供する。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を実施する。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

サービス種別	内 容
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約（最低賃金が保障）に基づき就労機会を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問により必要な連絡調整や指導・助言を行う。
計画相談支援	障がい福祉サービス利用者に相談支援専門員が利用計画作成やサービスの調整等を行う。
地域移行支援	障がい者支援施設に入所している人又は精神科病院に入院している人に、地域生活に移行するための支援を行う。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

○利用状況

区分	6年度		5年度		4年度	
	利用者数(人)	支給額(千円)	利用者数(人)	支給額(千円)	利用者数(人)	支給額(千円)
居宅介護	181	128,371	188	130,504	181	128,619
重度訪問介護	9	15,186	7	6,985	7	5,994
行動援護	13	2,707	13	2,550	13	2,313
同行援護	34	13,078	33	13,716	31	15,862
生活介護	281	652,843	273	625,265	271	598,180
短期入所	87	25,637	67	20,144	56	16,953
施設入所支援	130	187,256	132	183,934	134	179,312
療養介護	16	61,891	16	57,026	12	47,006
共同生活援助	251	329,083	243	301,132	234	282,812
自立訓練	6	5,937	5	2,629	3	1,938
就労移行支援	37	16,110	36	14,224	31	12,129
就労継続支援 A型	60	74,506	64	85,999	63	84,507
就労継続支援 B型	432	499,063	399	444,992	383	432,044
就労定着支援	5	1,112	3	875	3	419
計画相談支援	928	81,594	901	68,702	878	67,524
地域移行支援	4	630	3	836	1	261
地域定着支援	0	0	0	0	0	0

◆自立支援医療

心身の障がい状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療費を支給する。

○更生医療…身体障がい者を対象とし、障がいの軽減除去を図る治療に必要な医療費を支給する。

区分		6年度	5年度	4年度
腎臓機能	件数	3,672	3,384	2,765
	金額(千円)	158,103	153,713	126,766
一般	件数	53	52	28
	金額(千円)	2,042	656	514
計	件数	3,725	3,436	2,793
	金額(千円)	160,145	154,369	127,280

○育成医療…身体障がい児又は疾病により障がいが残ると認められる児童を対象とし、障がいの軽減除去を図る治療に必要な医療費を支給する。

区分		6年度	5年度	4年度
件 数		5	3	13
金額(千円)		186	79	375

○精神通院医療…精神障がい者又は精神疾患により治療が必要な人を対象とし、通院治療に必要な医療費を支給する。

区分		6年度	5年度	4年度
利用者数(人)		2,270	2,179	2,122

◆補装具費の支給

身体障がい者及び身体障がい児等の身体機能を補完・代替する用具（補装具）について、その購入又は修理に要する経費の一部を支給する。

○支給実績

区分		6年度	5年度	4年度
交付・修理件数(件)		224	199	217
事業費(千円)		23,309	17,924	23,615

地域生活支援事業

障がい者及び障がい児が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者のニーズを踏まえた各種事業を効率的かつ効果的に実施し、障がい者等の福祉の増進を図る。

◆障がい者支援センターカムカム

相談支援・ボランティア活動支援等の機能を集約し、ワンストップの相談窓口として障がい者支援セ

ンターカムカムを平成22年7月に設置。

・場所 一箕町大字鶴賀字下柳原地内
会津若松市ノーマライズ交流館パオパオ内

◆相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供や援助を行うこと等により、障がい者等が地域での自立した日常生活・社会生活を営めるよう支援を行う。

○支援実績（障がい者総合相談窓口）

区分		6年度	5年度	4年度
支援件数(件)		4,062	5,371	5,354

○支援実績（地域障がい者相談窓口）

区分		6年度	5年度	4年度
支援件数(件)		3,723	2,451	2,136

◆緊急時入所事業

介護を行う者の疾病等緊急的な理由により、入所した障がい者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護やその他の必要な支援を提供する。

○利用状況

区分		6年度	5年度	4年度
登録者数(人)		34	39	31
実利用者数(人)		0	1	1
利用延べ日数(日)		0	4	8

◆地域生活体験事業

地域における生活を体験できる共同生活を営むべき住居において、障がい者等が相談、食事の提供、その他の日常生活の支援を体験する場を提供する。

○利用状況

区分		6年度	5年度	4年度
登録者数(人)		0	0	0
実利用者数(人)		0	0	0
利用延べ日数(日)		0	0	0

◆ガイドヘルパー派遣事業

社会生活に必要な外出又は余暇活動等の参加のための外出をする際に、移動の介護が必要な障がい者及び障がい児に対して移動の支援及び移動先での必要な介助を行う。

○利用状況

区分		6年度	5年度	4年度
個別	実利用者数(人)	95	89	78
	事業費(千円)	7,718	9,077	8,844
グループ	実利用者数(人)	0	0	0
	事業費(千円)	0	0	0

◆日常生活用具費助成事業

障がい者（児）の日常生活上の便宜を図るため、自立支援用具その他の日常生活用具の購入に要する費用を助成する。

○助成状況

区分	6年度	5年度	4年度
助成件数(件)	2,717	2,867	2,748
事業費(千円)	25,890	28,321	28,197

◆意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図るために支障がある障がい者、障がい児等について、社会生活上必要な意思の疎通を図るために、手話通訳者や要約筆記者等を派遣してコミュニケーションの支援を行う。

○利用実績

区分	6年度	5年度	4年度
専任手話	手話通訳数(人)	3	3
通訳者	派遣延べ件数(件)	1,009	1,088
登録手話	手話通訳数(人)	17	17
通訳者	派遣延べ件数(件)	588	586
			485

◆訪問入浴サービス事業

居宅で入浴することが困難な身体障がい者等に対し、居宅に訪問し、入浴介助のサービスを行う。

○利用実績

区分	6年度	5年度	4年度
実利用者数(人)	6	5	4
派遣回数(回)	409	341	286

◆地域活動支援センター

障がい者の地域生活支援と社会参加の促進を図るために、障がい者に通所による創作的活動又は生産活動の場を提供する。

○利用実績

区分	6年度	5年度	4年度
実施箇所数	3	2	2
実利用者数(人)	36	35	36
利用延べ人数(人)	2,683	3,458	3,482

◆タイムケア事業

障がい者（児）の活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や休息の確保を図るために、一時的な預かりを行う。

○利用実績

区分	6年度	5年度	4年度
実施箇所数	10	10	8
利用延べ回数(回)	5,210	6,284	5,971

◆身体障がい者用自動車改造費補助事業

下肢又は体幹機能に障がいを有する身体障がい者が就労等に伴い取得した自動車を改造した場合、改造経費の一部を助成する。（限度額10万円）

○補助実績

区分	6年度	5年度	4年度
対象者数(人)	0	3	1
補助額(千円)	0	300	87

◆身体障がい者用自動車運転免許取得費補助事業

下肢又は聴覚に障がいを有する身体障がい者が運転免許を取得したことに対し、取得費用の一部を助成する。（限度額10万円）

○補助実績

区分	6年度	5年度	4年度
対象者数(人)	0	0	0
補助額(千円)	0	0	0

◆手話講習会（入門・基礎）・点字講習会の開催

障がい者に対する理解と認識を広めるために、手話及び点字の講習会を開催する。

○開催状況

区分	6年度	5年度	4年度
手話講習会参加者数(人)	25	49	24
点字講習会参加者数(人)	3	5	7

※手話を体験する機会を創出するため、令和5年度から、生涯学習総合センターが主催する出前講座のメニューのひとつとして手話の出前講座を実施。

◆手話奉仕員ステップアップ講座

手話奉仕員養成講座（基礎）を修了した者を対象に、手話通訳者養成講座を受講できる人材を育成する（令和5年度から実施）。

○開催状況

区分	6年度	5年度	-
受講者数(人)	18	14	-

◆福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に対し、低額な料金で住まいの場を提供し、日常生活に必要な便宜を供与する。

○利用実績

区分	6年度	5年度	4年度
実利用者数(人)	0	1	2

◆ワークシェアリング事業

庁内において、障がい者に職場体験的に働く場を提供すると共に、労働対価としての謝礼金を支払い、障がい者の就労意欲の喚起と社会参加の促進を図る。

○実施状況

区分	6年度	5年度	4年度
実施日数	17	12	12
延べ参加人数(人)	219	92	68
参加事業所	7	7	9

◆余暇活動支援事業

障がい者の余暇時間の充実に資するイベントの開催や、交流の場の運営を通して、主体的な余暇活動を支援し、障がい者の社会参加を促進する。

○利用実績

区分	6年度	5年度	4年度
延べ利用者数(人)	1,876	2,390	1,907

◆成年後見制度利用促進補助事業

成年後見制度の利用に要する費用について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる障がい者につき、当該費用の全部又は一部の補助を行う（平成 25 年度から実施）。

○補助実績

区分	6年度	5年度	4年度
対象者数(人)	5	7	6
補助額(千円)	1,020	1,834	1,587

障がい児支援

障害者自立支援法の改正により、平成 24 年 4 月から児童福祉法に基づき障がい児支援を実施している。身近な地域における支援の充実を目的に複数の事業が創設された。

◆児童発達支援

未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

○利用状況

区分	6年度	5年度	4年度
利用者数(人)	123	141	127
利用延べ回数(回)	8,325	8,352	7,509
支給額(千円)	106,680	104,505	99,166

◆放課後等デイサービス

就学している障がい児を対象に、放課後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

○利用状況

区分	6年度	5年度	4年度
利用者数(人)	254	222	205
利用延べ回数(回)	34,005	26,800	22,852
支給額(千円)	313,918	236,910	197,295

◆保育所等訪問支援

保育所その他の集団生活を営む施設に通う障がい児を対象に、保育所等を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

○利用状況

区分	6年度	5年度	4年度
利用者数(人)	100	90	66
利用延べ回数(回)	356	401	383
支給額(千円)	6,838	6,984	6,468

◆障がい児相談支援

障がい児通所支援利用者に相談支援専門員が利用計画の作成やサービスの調整等を行う。

○利用状況

区分	6年度	5年度	4年度
利用者数(人)	349	333	313
支給額(千円)	35,354	28,521	26,105

障がい者の福祉

概要

障がい者やその家族の多様なニーズに対応した在宅サービス等の各種施策の推進や障がい者の社会参加を促進している。

身体障がい者

身体障害者福祉法に基づき視覚、聴覚、平衡、音声、言語、内部機能に障がいのある方及び肢体不自由の方に身体障害者手帳を交付している。この手帳所持者は、法令に定める支援等が受けられる。

◆身体障害者手帳交付者数

(令和7年4月1日現在) (人)

区分	視覚	聴覚 平衡	音声言語 そしゃく	肢 体 不自由	内 部	計
1級	18歳未満	0	0	0	30	2
	18歳以上	129	29	0	499	1,029
	計	129	29	0	529	1,031
2級	18歳未満	0	2	0	3	0
	18歳以上	96	76	1	487	22
	計	96	78	1	490	22
3級	18歳未満	0	0	0	3	2
	18歳以上	15	49	43	499	379
	計	15	49	43	502	381
4級	18歳未満	0	1	0	2	0
	18歳以上	25	155	21	686	406
	計	25	156	21	688	406
5級	18歳未満	1	0	0	2	0
	18歳以上	30	1	0	268	0
	計	31	1	0	270	0

区分	視覚	聴覚 平衡	音声言語 そしゃく	肢 体 不自由	内 部	計
6級	18歳未満	0	3	0	0	0
	18歳以上	27	190	0	139	0
	計	27	193	0	139	0
合計	18歳未満	1	6	0	40	4
	18歳以上	322	500	65	2,578	1,836
	計	323	506	65	2,618	1,840

※ 重複障がい者については、主たる障がいの区分に計上

◆身体障がい者数の推移(各年4月1日現在) (人)

区分	令和6年	令和5年	令和4年
18歳未満	55	57	60
18歳以上	5,446	5,626	5,769
計	5,501	5,683	5,829

知的障がい者

知的障がい者（児）に対して、一貫した相談、支援が受けられるよう療育手帳を交付している。

◆療育手帳交付者数(令和7年4月1日現在) (人)

区分	A (最重・重)	B (中・軽)	計
18歳未満	63	179	242
18歳以上	289	602	891
計	352	781	1,133

◆知的障がい者数の推移(各年4月1日現在) (人)

区分	令和6年	令和5年	令和4年
18歳未満	246	235	219
18歳以上	876	849	873
計	1,122	1,084	1,092

精神障がい者

精神障がい者に対して、一貫した相談、支援が受けられるよう精神障害者保健福祉手帳を交付している。

◆精神障害者保健福祉手帳交付者数

(令和7年4月1日現在)

区分	所持者数(人)
1級	61
2級	604
3級	627
計	1,292

※2年ごとに更新が必要

◆精神障害者保健福祉手帳交付状況

(各年4月1日現在)(人)

区分	令和6年	令和5年	令和4年
1級	66	76	71
2級	595	581	559
3級	565	560	504
計	1,226	1,217	1,134

各種施策

◆在宅重度障がい者対策事業

在宅の重度身体障がい者または人工肛門、人工膀胱造設者に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療材料、衛生器材を給付する。

○延べ給付者数(人)

区分	6年度	5年度	4年度
治療材料	1,075	1,187	1,213
衛生器材	158	155	188
計	1,233	1,342	1,401

◆障がい者訪問給食サービス事業

在宅の一人暮らしの障がい者等に対して弁当を宅配し、配達時に安否認定を行う。(年齢65歳到達後は高齢福祉課へ移管)

区分	6年度	5年度	4年度
実利用者数(人)	26	33	36
実食数(食)	6,533	7,962	9,921

◆重度心身障がい者医療費助成事業

身体障害者手帳1級、2級、3級(内部障がい者)、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級及び身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を重複して所持している重度心身障がい者が、医療機関にかかる場合、医療費の一部を助成する。

○助成状況

区分	6年度	5年度	4年度
受給者数(人)	2,563	2,563	2,551
助成件数(件)	63,500	63,343	65,182
助成額(千円)	216,481	216,625	218,275
1人当たりの医療費(円)	84,464	84,520	85,564
1件当たりの医療費(円)	3,409	3,419	3,349

◆人工透析患者通院交通費助成事業

人工透析を受けている腎臓機能障がい者が、透析のために医療機関への通院に要する交通費の一部を助成する。

○助成実績

区分	6年度	5年度	4年度
助成実人数(人)	20	21	24
助成額(千円)	3,869	3,812	4,319

◆特別障害者手当等

日常生活に常時介護が必要な在宅の重度障がい者に支給する。

○支給状況

(単位:千円)

区分	6年度	5年度	4年度
特別障害者手当	件数	153	151
	金額	50,556	48,499
経過的福祉手当	件数	1	1
	金額	188	182
計	件数	154	152
	金額	50,744	48,681

◆外出支援事業

一定の資格要件に該当する障がい者に対し、移動支援を目的として、市内の公共交通機関で使用できる利用券を交付する。（利用券は1枚100円）

○月10枚交付者

※令和6年度から交付枚数を月10枚に引上げ

①身体障害者手帳（肢体不自由、視覚、内部）

1級所持者

②療育手帳の程度A所持者

③精神保健福祉手帳1級所持者

○月40枚交付者（旧「車いすタクシー運賃助成対象者」）

身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳所持者の常時車いす使用者

区分	6年度	5年度	4年度
8枚交付者（人）	-	258	273
10枚交付者（人）	233	-	-
40枚交付者（人）	245	246	221
助成額（千円）	7,851	7,679	7,130

◆緊急通報システム事業（障がい者）

ひとり暮らしの重度身体障がい者等に緊急通報装置を貸与し、緊急時に迅速かつ適切な対応をする緊急通報体制を整備する。（年齢65歳到達後は高齢福祉課へ移管）

区分	6年度	5年度	4年度
実利用者数（人）	5	8	6
支給額（千円）	195	223	210

◆公の施設利用支援

市に登録した障がい者団体に対し、条例等に基づき公の施設の使用料を減免し、自主的な活動を支援する。

区分	6年度	5年度	4年度
登録団体数	23	22	24

◆障がい者雇用等優良事業所顕彰事業

障がい者雇用及び就労支援に理解を持ち、かつ、障がい者の視点に立った雇用環境の整備や障がい者の就労支援につながる先進的な取組を行うなど、社会意識の高い事業所を障がい者雇用及び就労支援促進優良事業所として表彰し、市民や企業に対して広く啓発することにより、市全体の障がい者雇用及び就労支援に対する意識の高揚を図る。

区分	6年度	5年度	4年度
表彰件数	1	0	2

児童の福祉

概 要

本市の児童福祉は、要保護児童の保護のみにとどまらず、広く児童の健全育成を図ることを目的としている。

教育を希望する未就学児童を預かる教育施設（認定こども園、幼稚園）や保育が必要な未就学児童を預かる保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育）に公定価格等の財政支援を保障するとともに、施設整備及び各種保育事業へ助成をしている。さらに、保育士等の研修会に対し助成を行い、保育の質の向上に努めている。

小学校就学児童については、留守家庭の児童を対象としたこどもクラブを設置し児童の健全な育成を図っている。

障がいのある子どもとその家族に対する支援については、児童福祉法に基づく障害児通所支援や障害児相談支援の拡充等により、療育体制及び相談体制の充実を図っている。

◆児童（0～18歳）人口（各年4月1日現在）

（単位：人）

区分	令和7年	令和6年	令和5年
男	8,245	8,492	8,787
女	7,805	8,054	8,365
計	16,050	16,546	17,152

相談・指導事業

要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るために、関係機関、児童の保健福祉に関する職務に従事する者、その他の関係者で成る要保護児童対策地域協議会を設置し、連携して対応している。

◆こども家庭センター

こども家庭課・こども保育課・健康増進課の3課により、こども家庭センターを設置し、妊娠婦、子育て世帯、こどもに対し、児童福祉と母子保健の両機能が一体的に相談支援を行う。

◆要保護児童対策地域協議会（単位：回）

区分	6年度	5年度	4年度
代表者会議	1	1	1
実務者会議	4	4	4
個別ケース検討会議	59	64	64

◆家庭児童相談室

家庭における人間関係や児童の養育等の問題について相談を受けるため、家庭児童相談室を設置している。相談室では、2名の家庭相談員が、児童のしつけや家庭内の問題について相談を受け、助言、指導を行っている。

○相談状況

（単位：件）

	6年度	5年度	4年度
性格・生活習慣等	26	0	21
知能言語	112	154	158
学校生活等	31	33	30
非行	0	0	0
家庭関係	451	411	413
心身障がい	38	65	46
その他	1	0	1
計	659	663	669

母子生活支援施設

配偶者のない女子、またはこれに準ずる女子、およびその者が監護すべき児童であり、在宅での生活に問題のある母子が入所、利用し、これらの者の自立促進のため、その生活を支援することを目的としている。

○入所状況

（各年3月31日現在）

区分	6年度	5年度	4年度
世帯数	1	2	4
人員	3	5	10

※本市措置分のみ

教育・保育施設等

平成 27 年 4 月の「子ども・子育て支援新制度」施行と令和元年 10 月施行の「子ども・子育て支援法」の一部改正に伴い、幼稚園や保育所、認定こども園等を利用する場合は、子どもの年齢、保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受け、各施設の利用手続きをすることになった。各施設の利用者負担額（保育料）は、市が定める額で、保護者の所得に応じた負担とした。

また、幼稚園の新制度移行や地域型保育事業者等の新設、さらに、幼稚園から認定こども園への移行が進み、令和 7 年度は、認可保育所 10 か所、幼保連携型認定こども園 19 か所、幼稚園 2 か所、地域型保育事業者 7 か所となり、多様化する保育ニーズに対応できるよう保育枠の拡大に努めた。

なお、教育・保育施設等を利用していない子育て家庭を支援するため、一時預かりや地域子育て支援センターの事業を各施設において実施している。

◆教育・保育施設等の状況（新制度移行施設） (令和 7 年 4 月 1 日現在)

区分	施設名	定員 (人)	入所児童数 (人)
公立保育所	中央保育所	100	82
	広田保育所	140	105
私立保育所	若松第一保育園	110	80
	若松第三保育園	150	90
	のぞみ保育園	110	109
	つるが保育園	150	130
	門田報徳保育園	120	97
	会津報徳保育園	90	81
	面川報徳保育園	45	32
	すくすく園	70	72
私認定こども園	みなみ若葉こども園	220	187
	認定こども園 会津若葉幼稚園	155	109
	菅原若葉こども園	118	84
	会津慈光こども園	198	163
	慈光第二こども園	165	132
	認定こども園 子どもの森	175	183
	認定こども園 檻の木	115	107

こども園	認定こども園 北会津こどもの村幼稚園	185	151
	認定こども園 若松第二幼稚園	95	59
	認定こども園 若松第三幼稚園	85	71
	認定こども園 こばとらんど	160	133
	とうみょう子ども園	125	113
	ザベリオ学園こども園	150	95
	南町こども園	100	96
	やまがみらいこども園	140	132
	どんぐり山こども園	100	95
	あいづ博愛こども園	80	66
	幼保連携型認定こども園こぼうしこども園	127	118
	幼保連携型認定こども園リトルスターこども園	60	41
	河東第三幼稚園	50	14
	若松聖愛幼稚園	25	12
	ロータス保育園	19	8
	ムーミンベビー＆チャイルドルーム	5	2
	まな児遊園 門田ルーム	15	12
	まな児遊園 幸くるルーム	11	6
地域型保育事業	ベビーハウスマッキー	19	10
	さくらんぼ保育園	26	5
	マウントベビーハウス	5	1
	計	3,813	3,081

※広域入所は除く。

◆教育部分（1号認定）入所状況

（各年 4 月 1 日現在）

区分	令和 7 年	令和 6 年
教育施設数	21 箇所	22 箇所
定 員	636 人	671 人
入所児童数		
3 歳児	108 人	129 人
4 歳児以上	254 人	296 人
計	362 人	425 人
入所率		
定員比率	56.9%	63.3%
乳幼児人口比率	9.1%	10.2%

※広域入所は除く。

※教育施設は、認定こども園 19 か所（保育部分と重複）、新制度移行幼稚園 2 か所の計 21 か所

◆保育部分（2・3号認定）入所状況

(各年4月1日現在)

区分	令和7年	令和6年	令和5年
保育施設数	36箇所	38箇所	38箇所
定員	3,177人	3,208人	3,167人
入所児童数	3歳未満児	965人	1,033人
	3歳児	553人	586人
	4歳児以上	1,201人	1,175人
	計	2,719人	2,794人
入所率	定員比率	85.6%	87.1%
	乳幼児人口比率	68.8%	66.8%
		63.8%	

※各年度、広域入所は除く。

※令和7年の保育施設は、保育所10か所、認定こども園19か所（教育部分と重複）、地域型保育事業7か所の計36か所

◆入所児童等の状況（令和7年4月1日現在）

区分	人員（人）			割合（%）
	公立	私立	計	
教育・保育施設数	3	35	38	-
定員	290	3,523	3,813	-
入所児童数	0歳	6	58	2.1
	1歳	28	370	12.9
	2歳	36	467	16.3
	3歳	36	625	21.5
	4歳	41	684	23.5
	5歳	52	678	23.7
	計	199	2,882	100.0

※広域入所は除く。

◆入所理由の状況（令和7年4月1日現在）

1号認定	教 育	362人
2・3号認定	就 労	2,485人
	妊娠・出産	46人
	保護者の疾病等	32人
	同居親族の介護等	6人
	災害復旧	0人
	求職活動	57人
	職業訓練・就学	11人
	児童虐待・DV	0人
	育児休業	80人
	その他	2人
	計	3,081人

※ 1号認定…満3歳以上で教育を希望する児童

2号認定…満3歳以上で保育を希望する児童

3号認定…満3歳未満で保育を希望する児童

※ 広域入所は除く。

◆幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、3歳児から（教育・保育給付認定1号認定は満3歳から）5歳児の全世帯と、0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の利用者負担額が無償化された。

◆ 3号認定者の利用者負担額（保育料）

単位:円	
階層区分 (定義)	3歳 未満児
第1階層 (生活保護世帯)	0 (0)
第2階層(市民税非課税)	0 (0)
第3階層(市民税所得割非課税)	17,000 (16,700)
第4階層(市民税所得割48,600円未満)	19,500 (19,100)
第5階層(市民税所得割66,000円未満)	23,000 (22,600)
第6階層(市民税所得割78,000円未満)	27,000 (26,500)
第7階層(市民税所得割97,000円未満)	30,000 (29,400)
第8階層(市民税所得割116,000円未満)	34,000 (33,400)
第9階層(市民税所得割142,000円未満)	39,000 (38,300)
第10階層(市民税所得割169,000円未満)	42,000 (41,200)
第11階層(市民税所得割216,000円未満)	48,000 (47,100)
第12階層(市民税所得割280,000円未満)	54,000 (53,000)
第13階層(市民税所得割301,000円未満)	58,000 (57,000)
第14階層(市民税所得割397,000円未満)	62,000 (60,900)
第15階層(市民税所得割529,000円未満)	66,000 (64,800)
第16階層(市民税所得割529,000円以上)	70,000 (68,800)

※下段()内は保育短時間の場合の利用者負担額

◆ 3号認定者階層別の入所状況

(令和7年4月1日現在)

階層区分	人員	割合
第1階層	3人	0.3%
第2階層	67人	6.9%
第3階層	45人	4.7%
第4階層	123人	12.7%
第5階層	82人	8.5%
第6階層	67人	6.9%
第7階層	93人	9.7%
第8階層	98人	10.2%
第9階層	123人	12.7%
第10階層	83人	8.6%
第11階層	87人	9.0%
第12階層	47人	4.9%
第13階層	7人	0.7%
第14階層	20人	2.1%
第15階層	5人	0.5%
第16階層	15人	1.6%
計	965人	100%

※広域入所は除く。

◆保育所運営委託料・扶助費の推移

区分	6年度	5年度	4年度
施設数(所)	37	37	37
利用延べ人数(人)	38,758	40,673	42,152
保育所運営委託料(千円)	1,059,090	1,245,476	1,204,236
扶助費(千円)	3,156,605	2,789,485	2,697,800
対前年比(%)	104	103	100

※平成27年度新制度開始に伴い保育所運営委託料、及び扶助費(施設型給付費・地域型保育給付費)にて支給を行った。

◆保育所等への特別保育事業補助金交付状況

6年度	5年度	4年度
488,408千円	481,628千円	465,140千円

※各施設で提供した延長保育、一時預かり、障がい児保育、地域子育て支援センター等の保育サービスに対し補助金を交付した。

へき地保育所

◆へき地保育所

交通条件や自然条件等に恵まれない山間地域における保育を要する児童に対し、保育サービスの提供を行っている。

保育所は市が設置し、指定管理者による運営・管理を行っている。

○入所児童数（各年4月1日現在）（単位：人）

区分	定員	7年度	6年度	5年度
湊しらとり保育園	60	20	29	29

在宅福祉対策

◆子ども医療費助成事業

本市に住所を有する、0歳から18歳に達した以後における最初の3月31日までの児童を対象に、保健の向上に寄与するため、医療費の一部負担額及び入院時食事療養費（自己負担分）を保護者に助成している。

○助成状況

区分	6年度	5年度	4年度
助成対象人数(人)	16,050	16,546	17,152
助成件数(件)	238,491	251,928	214,864
助成額(千円)	538,466	556,652	482,318
1人当たりの助成額(円)	33,549	33,643	28,120
1件当たりの助成額(円)	2,258	2,210	2,245

◆児童手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する。

○支給要件

0歳から18歳に達した以後における最初の3月31日までの児童を養育している者

○手当の額（月額）

3歳未満

第一子・第二子 15,000円

第三子以降 30,000円

3歳以上

第一子・第二子 10,000円

第三子以降 30,000円

○支給時期

年6回（偶数月）

○児童手当支給状況

区分	6年度	5年度	4年度
受給者数(人)	7,941	6,947	7,238
延児童数(人)	13,985	11,738	12,219
支給額(千円)	1,735,155	1,559,375	1,624,920

※受給者数は2月末時点

※制度改正により令和6年10月から現行制度が開始

◆障害児福祉手当

日常生活に常時介護が必要な在宅の重度障がい児に支給する。

○支給状況

（単位：千円）

区分	6年度	5年度	4年度
件数	47	45	45
金額	7,727	7,595	7,084

◆特別児童扶養手当

身体または精神に中度又は重度の障がいを有する

20歳未満の児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している人に支給する。

○手当支給資格児童数 (各年4月1日現在)			
区分	6年度	5年度	4年度
1級(重度)	101人	113人	105人
2級(中度)	156人	147人	148人
計	257人	260人	253人

◆ 就学遺児激励金

就学遺児に対し激励金を支給する。

○ 支給対象

本市に住所を有し、学校教育法第1条に規定する小・中学校又は特別支援学校の小学部もしくは中学部第1学年に在学する就学遺児。なお、平成25年度より対象を小・中学校に在学する児童に拡大し、小学校在学時（又はその学齢時）1回、中学校在学時（又はその学齢時）1回支給している。

○ 支給額 就学遺児1人につき30,000円/回

○ 支給状況

区分	6年度	5年度	4年度
支給児童数(人)	19	18	38
支給額(千円)	570	540	1,140

健全育成対策

◆ 児童館

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びの場を与え、その健康増進と情操を豊かにするため、近隣地域の児童を対象として児童の集団指導や放課後児童健全育成事業などを行っている。

○設置状況(令和7年4月1日現在)

・西七日町児童館

○幼児クラブ登録数(令和6年度) (単位:組)

区分	幼児
西七日町児童館 (西七日幼児クラブ)	13

○利用状況(年間延べ人数) (単位:人)

区分	6年度	5年度	4年度
登録児童	—	—	—
幼児クラブ	124	156	473
自由来館者	5,482	4,022	3,390

※登録児童：放課後児童健全育成事業の利用児童

※幼児クラブのみ単位は組

◆ 放課後児童健全育成事業

保護者の就労等による留守家庭の小学生を対象として「こどもクラブ」を設置し、放課後等に遊びを主として余暇指導、生活指導を行い、児童の健全な育成と事故防止を図る。

平成27年度から利用対象を小学3年生までから6年生までに拡大するとともに、利用時間についても18時から19時までに延長した。

令和7年度より、待機児童対策として、中央こどもクラブを開設した。

○登録児童数(令和7年5月1日現在) (単位:人)

区分	計	区分	計
鶴城こどもクラブ (社会福祉法人 博愛会)	79	永和こどもクラブ (社会福祉法人 南町保育会)	35
城北こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	166	神指こどもクラブ (社会福祉法人 南町保育会)	31
行仁こどもクラブ (社会福祉法人 博愛会)	100	門田こどもクラブ (社会福祉法人 会津報徳会)	133
城西こどもクラブ (社会福祉法人 会津報徳会)	170	城南第一こどもクラブ (学校法人 慈光学園)	120
謹教こどもクラブ (社会福祉法人 南町保育会)	106	城南第二こどもクラブ (社会福祉法人 南町保育会)	36
日新こどもクラブ (学校法人 若松幼稚園)	132	大戸こどもクラブ (株式会社 抱輪)	4
湊こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会)	33	東山こどもクラブ (社会福祉法人 博愛会)	77
一箕第一こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	38	小金井第一こどもクラブ (特定非営利活動法人 会津NPOセンター)	118
一箕第二こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	161	小金井第二こどもクラブ (特定非営利活動法人 会津NPOセンター)	35
一箕第三こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松保育協会)	46	荒舎こどもクラブ (学校法人 白梅)	90
松長第一こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会)	34	川南こどもクラブ (学校法人 白梅)	30
松長第二こどもクラブ (社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会)	38	河東こどもクラブ (特定非営利活動法人 会津NPOセンター)	117
中央こどもクラブ (株式会社 抱輪)	22	-	-

合 計	1,951
-----	-------

※（ ）は事業委託先

◆こどもクラブ利用料

		当該年度市町 村民税課税	当該年度市町 村民税非課税 ※2
一般世帯	1人目	4,000円 (1,000円)	2,000円 (500円)
	2人目	2,000円 (500円)	0円 (0円)
	3人目以降	0円 (0円)	0円 (0円)
ひとり親世帯※2	1人目	2,000円 (500円)	1,000円 (250円)
	2人目以降	0円 (0円)	0円 (0円)
生活保護世帯		0円	

※1（ ）内は18時以降利用時の延長利用料

※2 ひとり親世帯、非課税等の減免には申請が必要

◆児童遊園

児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、また、情操豊かなものにするため設置している。

○設置状況（令和7年4月1日現在）

- ・大木の芝原公園

◆保育士研修

教育・保育施設等職員の専門的知識・技能を高め、より豊かな保育を実施するため、市保育士会及び幼児教育振興協会の協力を得て開催している。

○開催状況

区分	6年度	5年度	4年度
回 数（回）	4	3	3
参加者数（人）	987	1,092	1,140

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、各施設で研修を開催。

◆一時預かり事業（一般型）

（令和7年4月1日現在）

保育所等を利用していない家庭において、日常生活上の突発的な事情等により保育できない未就学児童を保育所、認定こども園等で一時的に預かり、保育している。育児疲れ解消にも利用でき、保護者の心理的・身体的負担の軽減を支援している。市内保育所5か所、認定こども園18か所、幼稚園1か所で実施している。

社会環境の整備事業等

◆地域子育て支援センター事業

（令和7年5月1日現在）

育児不安解消のための知識、技術を提供するためには、電話相談や面接相談を行っている。そのほか、遊び場や親と子の触れ合いを深め、母親同士、育児の情報交換や悩みを出し合い、解消していく場の提供として、市内保育所9か所及び幼保連携型認定こども園19か所、地域型保育施設を運営している法人1か所、学校法人1か所で園庭の開放等の活動を行っている。

◆ファミリー・サポート・センター事業

仕事と子育ての両立のための基盤を整備し、安心して子育てができる環境づくりを行うため、育児を手助けしてほしい人と手助けしたいとの連絡調整、援助希望者への講習会などを行い、保育施設等への送迎や病児・病後児も対象とした一時預かりを実施し、子育て相互援助活動への支援を行っている。

○活動実績

	6年度	5年度	4年度
利用件数（件）	4,503	4,277	2,718
うち 病児・緊急時の預かり等	23	10	7

◆ホームスタート事業

子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭に市民ボランティアが訪問し、養育者の悩みや相談に応じたり、一緒に家事・育児をする傾聴を中心とした支援を行っている。

○活動実績

	6年度	5年度	4年度
利用世帯数（世帯）	26	25	27
子どもの人数（人）	41	35	46
訪問回数延べ（回）	231	221	286

◆ブックスタート事業

絵本を通して赤ちゃんと保護者があたたかい時間を分かち合うことを応援する子育て支援として、市が実施する4か月児健康診査において、赤ちゃんと保護者に絵本や絵本ガイドなどの入った「ブックスタート・パック」の配付を行っている。

○活動実績

	6年度	5年度	4年度
配付対象者（人）	543	610	657
配付状況（人）	503	567	628

◆子育て短期支援事業

保護者の疾病や出張、育児疲れ等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、一定期間、母子生活支援施設において、児童を預かることにより、保護者の負担軽減及び、虐待の未然防止を図っている。また、緊急一時的に母子保護を必要とする場合、養育・保護することにより、その児童及び家庭の福祉の向上を図っている。

○活動実績

	6年度	5年度	4年度
利用日数（日）	41	9	11

◆子育て世帯訪問支援事業

子育てヘルパーが、家事・育児等に対して不安又は負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等を訪問し、家事・育児等の支援を行います。（従前の「産後ヘルパー派遣事業」から対象を拡大し、令和5年度より開始）

○活動実績

	6年度	5年度
利用家庭数	12	7
利用回数 (時間数)	71 (92)	40 (71)

ひとり親家庭の福祉

概要

ひとり親家庭においては、家庭と仕事の両立が難しく、経済的な問題や子育ての悩みを抱えている家庭が多い状況となっている。

本市では、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、各種の福祉手当等の援助と指導体制の強化を図っている。

相談・指導事業

◆女性福祉相談室

要保護女子の発見に努め、その相談に応じ助言を行うため女性相談支援員を2名置き、母子家庭の生活相談や貸付相談業務にあたるとともに、潜在母子家庭の早期発見と自立のため援助を行っている。

○相談種別・件数の推移

区分	6年度	5年度	4年度	
施設入所	1	2	3	
経済問題	20	61	47	
職業問題	39	29	24	
住宅問題	12	16	1	
家族問題	夫婦 その他	343 43	316 94	334 70
更生問題	0	0	0	
その他	67	32	32	
計	525	550	511	

在宅福祉対策

◆ひとり親家庭医療費助成事業

本市に住所を有するひとり親家庭の親及びその児童並びに父母のない児童に係る疾病または負傷について、保険診療分の一部負担金を助成している。

(平成29年10月より窓口無料化され、自己負担なし。)

○ひとり親家庭医療費の助成状況(各年3月31日現在)

区分	6年度	5年度	4年度
登録世帯数(世帯)	1,167	1,193	1,223
登録人数(人)	2,904	2,989	3,071
助成件数(件)	16,996	17,839	17,393
助成額(千円)	49,912	52,528	49,959
1人当たりの医療費(円)	17,188	17,574	16,270
1件当たりの医療費(円)	2,936	2,945	2,873

自立支援対策

◆母子・父子・寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭、父母のいない児童及び寡婦等に資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図っている。平成26年10月より、父子家庭への貸付が開始された。

○母子・父子・寡婦福祉資金貸付の決定状況及び相談件数の推移

区分	6年度	5年度	4年度
貸付決定状況(件)	0	1	1
貸付相談件数(件)	32	33	28

◆児童扶養手当

父親又は母親がいない場合や、父親又は母親が身体や精神に重い障がいがある場合に、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給している。(所得の制限あり)

○支給要件

- ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(心身に障がいのある児童は20歳未満)を監護、養育する者(父子家庭については監護のほか、生計が同一であること)

○手当の額(令和7年4月1日現在)

児童1人の場合 月額 最大46,690円

児童2人以上の場合 1人増すごとに

月額 最大11,030円加算

○支給時期 年6回(奇数月)

○児童扶養手当受給権者数(各年8月1日現在)

区分	6年度	5年度	4年度
離婚	1,015	1,021	1,071
死亡	7	10	11
遺棄	1	2	1
未婚の母	119	157	153
父又は母障がい	1	2	1
その他	2	2	4
計	1,145	1,194	1,241

※法改正により、平成22年8月から父子家庭にも支給が拡大され、平成26年12月より年金との併給が認められるようになった。

◆ひとり親家庭自立支援給付金

ひとり親家庭の父、母を対象に、生活の安定を図るため資格取得や技能取得、学び直しを支援するための費用を助成しています。

○高等職業訓練促進給付金

看護師、介護福祉士、保育士等の資格取得を目指し養成機関で修業する父又は母で、児童扶養手当を受給している等の要件を満たす方に4年間を上限に月額で市民税課税世帯 70,500 円、非課税世帯 100,000 円を支給しています。（最終 12 か月は 40,000 円増額）

〈実績〉

	6 年度	5 年度	4 年度
件数（件）	7	9	13

○自立支援教育訓練給付金

就業に結びつく指定教育訓練講座を受講する父又は母で、児童扶養手当を受給している等の要件を満たす方に費用の 60% を支給します。

〈実績〉

	6 年度	5 年度	4 年度
件数（件）	1	2	0

○高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校卒業程度認定試験合格を目指し、対象講座を受講するひとり親家庭の父、母、児童で、児童扶養手当を受給している等の要件を満たす方に対象講座開始時に受講費用の 40%、受講修了時に受講費用の 50%（受講開始時に支給された分を除く）、2 年以内に高等学校卒業程度認定試験に合格時には、受講費用の 10% を支給します。

低所得者の福祉

生活保護法による保護の概要

生活保護法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに生活的向上をはかりつつ、その自立を助長することを目的としている。

◆生活保護制度の基本理念

生活保護法には、生活保護制度を運用するに当って、国民が等しく理解し遵守されなければならない原理が明記されている。すなわち国家責任の原理、無差別平等の原理、最低生活の原理、補足性の原理の四つである。

このうち「国家責任の原理」「無差別平等の原理」

「最低生活の原理」は、いわば国の守るべき事柄を定めたもので、生活に困窮しているかどうかに着目して保護をし、憲法上の権利として保障されている健康で文化的な生活を可能にするものでなくてはならないと定めている。

「補足性の原理」は、保護を受ける側に要請されている要件で、保護に要する経費は国民の税で賄われていることなどから、保護を受けるためには、各自がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを見度して保護をし、憲法上の権利として保障されている健康で文化的な生活を可能にするものでなくてはならないと定めている。

生活保護の要否は、最低生活費と収入の対比で決められる。すなわち最低生活費よりも収入が少ない場合に保護の必要が生じる。また、保護の程度は、厚生労働大臣の定める基準によって算定した最低生活費をもとにして、その世帯の金銭又は物品で充たすことのできない不足分を給付するものである。

◆被保護世帯数と人員 (各年度末)

区分	6年度	5年度	4年度
被保護世帯数	1,391	1,408	1,417
被保護人員	1,649	1,671	1,711
1世帯当たり人員	1.2	1.2	1.2
保護率(%)	15.0	15.0	15.1

※% (パーセント) は千分率

※被保護世帯数及び人員には保護停止中も含む

◆保護の状況

(各年度末)

区分	6年度	5年度	4年度
被保護人員	1,649	1,663	1,708
生活扶助(人)	1,486	1,517	1,538
住宅扶助(人)	1,396	1,436	1,442
教育扶助(人)	50	51	55
医療扶助(人)	1,245	1,312	1,305
介護扶助(人)	361	361	357
生業扶助(人)	14	12	16
出産扶助(人)	0	0	1
葬祭扶助(人)	44	30	21

※出産扶助・葬祭扶助は年度計の人数

◆扶助費年次別の推移

(単位:千円)

区分	6年度	5年度	4年度
生活扶助	732,424	739,101	737,749
住宅扶助	363,441	361,550	358,784
教育扶助	5,276	5,018	5,155
医療扶助	1,062,997	1,090,735	1,141,024
介護扶助	90,337	78,755	84,838
生業扶助	1,555	3,309	1,771
就労自立	847	884	777
進学・就職準備	1,200	0	0
出産扶助	238	26	0
葬祭扶助	5,751	5,100	3,210
保護施設事務費	53,745	57,734	54,471
総額	2,317,811	2,342,212	2,387,779

生活保護

福祉事務所では、ケースワーカーと呼ばれる現業員が生活保護の業務を担当しており、生活保護に関する相談及び援助、指導にあたっている。

生活保護の相談があり、保護申請のあったものは、担当ケースワーカーが地区民生委員・児童委員や関係機関などの協力を得て、資産や能力、扶養義務等の調査を行い、その結果に基づき、福祉事務所として生活保護の要否を決定する。

なお、諸調査の結果、他の法律の活用や資産の活用、扶養義務者の援助などにより生活保護が適用にならない場合には、保護申請を却下することとなる。

◆生活保護の申請状況

区分	6年度	5年度	4年度
申請件数	276	226	238
取下件数	21	9	23
却下件数	53	29	28
決定件数	191	166	184
廃止件数	227	187	186

◆保護開始理由

区分	6年度	5年度	4年度	
世帯主の傷病	18	11	35	
世帯員の傷病	1	0	0	
要介護状態	0	1	1	
働いていた者の死亡	0	0	0	
働いていた者の離別	5	3	4	
失業	定年・自己都合	6	17	16
	勤務先都合（解雇等）	7	2	4
	老齢による収入の減少	2	0	8
	事業不振・倒産	3	2	4
	その他の働きによる収入の減少	7	9	8
	社会保障給付金の減少等	6	8	6
	預貯金の減少・喪失	61	56	61
	仕送りの減少・喪失	14	12	7
	ケース移管	9	6	1
	その他	52	39	29
	計	191	166	184

◆保護廃止理由

区分	6年度	5年度	4年度
世帯主の傷病治癒	0	0	0
世帯員の傷病治癒	0	0	0
死亡	76	64	60
失踪	4	4	1
働きによる収入の増加・取得	19	12	15
働き手の転入	0	1	0
社会保障給付金の増加	29	10	15
仕送り等の増加	0	1	0
親類縁者等の引き取り	2	3	2
施設入所	6	7	13
医療費の他法負担	4	2	5
ケース移管	1	3	2
その他	86	80	73
計	227	187	186

◆最低生活費の例（月額）

[高齢夫婦2人世帯 73歳男・71歳女]

(単位：円)

区分	6年度	5年度	4年度	
居宅	生活基準額	109,200	109,200	107,250
	冬季加算	10,590	10,590	10,590
	特例加算	2,000	2,000	-
	計	121,790	121,790	117,840
住宅扶助	40,000	40,000	40,000	
世帯当たり 最低生活費	161,790	161,790	157,840	

※冬季加算：11月から4月まで。

※特例加算：一人1,000円。

※住宅扶助は、2人以上世帯の上限額。

施設保護

◆救護施設

身体上又は精神上著しい障がいがあるため、自分ひとりでは日常生活を営むことが困難な方を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。

なお、入所要件は、生活保護を受給しているか、もしくはそれに準ずる世帯の方で身体上または精神上著しい障がいのため、介護を必要としたり、働く能力がなかったり、あるいは社会復帰する見込みがたたない方である。

		(令和7年4月1日現在)			
	40歳未満	40歳代	50歳代	60歳以上	計
からまつ荘	0	0	0	4	4
矢吹緑風園	0	0	0	3	3
しののめ荘	0	0	0	8	8
ひまわり荘	0	0	0	1	1
計	0	0	0	16	16

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至るおそれのある生活困窮者の自立支援策の強化を目的として、複雑かつ複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、それぞれの状況に応じた支援を包括的に行うことにより、自立を促進するものである。

制度内容としては、必須事業（自立相談支援事業、住居確保給付金の支給）と任意事業があり、本市では、任意事業として就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業を実施している。

◆自立相談支援事業（生活サポート相談窓口）

地域福祉課内に「生活サポート相談窓口」を設置し、生活や就労に関するさまざまな課題を抱えて生活困窮に陥っている方からの相談に応じ、関係機関と連携しながら、自立に向けて継続的・包括的な支援を実施している。

また、生活困窮の一因となり得るひきこもりへの対策として、関係機関相互の連携を目的とした「ひきこもり支援連携会議」を設置し、ひきこもりの早期把握や効果的な支援に向けて取り組んでいる。

◆住居確保給付金の支給

就労可能で就労意欲はあるものの、離職や廃業、自己の都合によらない就業機会の減少等により住居を失った又は失うおそれのある方に対し、家賃相当額を支給（有期・限度額あり）しながら積極的な就労支援を行い、早期の自立に向けて支援している。

また、令和7年度からは、家計を改善するために家賃が低廉な住宅に転居する必要があると認められる方に対して、転居費用を支給する仕組みが創設された。

◆就労準備支援事業

直ちに一般就労に就くことが困難な方を対象に、

就労体験やボランティア等への参加を通して、就労意欲の喚起を図るとともに、就労や社会参加等に必要な基本的生活習慣の形成やコミュニケーション能力の向上等に取り組んでいる。

◆家計改善支援事業

家計管理に課題を抱える生活困窮者からの相談に対し、家計表を作成しながら家計の見える化を図り、相談者の家計改善への意識、意欲を高めるとともに、専門的な助言を行うことで家計管理能力の向上を目指すなど、生活再建に向けた支援を実施している。

◆子どもの学習・生活支援事業

専門の支援員を配置し、生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む）の子どもへ学習支援を行い、基礎学力や進学率の向上を図るとともに、保護者への学習や進学に関する助言や、家庭環境の改善に向けた働きかけを行っている。

ユースプレイス自立支援事業

ひきこもりやニートなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する者に対して「居場所」（「ユースプレイス」）を提供し、各種プログラムへの参加等より社会性を身につけ、就労の意欲を高めることで、社会的な自立に向けて取り組んでいる。

○対象者

ひきこもり、ニートなど、社会生活を送る上で困難を有する市民で、概ね15歳以上の方。

○実施内容

- ・開設日…毎週火・木・金曜日の10時30分～15時30分
- ・支援センター2名を配置し、参加者の能力向上に資するプログラムを企画、実施する。
- ・プログラムの参加状況等により、個別にアプローチを行う。

その他の福祉

各種見舞金・貸付金等

◆特定疾患患者見舞金制度

原因が不明で治療方法が確立していない難病等のため治療を受けている方、または腎臓障害のため血液透析を受けている方に年1回5,000円の見舞金を支給する。（重度心身障がい者医療費助成の受給者は除く）

○支給状況

区分	6年度	5年度	4年度
受給者数（人）	497	486	408
支給額（千円）	2,485	2,430	2,040

◆諸証明事務

障がい者手帳所持者のうち、NHK放送受信料・自動車税等・有料道路通行料の減免対象者からの申請により、減免手続きに必要な証明書を交付する。
(件)

区分	6年度	5年度	4年度
NHK放送受信料	191	221	222
自動車税、環境性能割	4	6	7
有料道路通行料	639	404	401

◆高額療養費貸付制度

傷病のため診療を受け、高額な医療費を支払い、生活に困窮する市民の方に対し、その支払資金を貸付け、当該世帯の生活の安定を図っている。

○貸付金額 高額療養費の100分の100以内

○貸付原資額 1,000万円

○貸付状況

区分	6年度	5年度	4年度
件数(件)	38	37	57
金額(千円)	8,514	6,278	12,089

戦傷病者・戦没者遺族等の援護

旧軍人、軍属等の公務傷病による障がい者に対する補装具給付等の相談や戦没者の方に対する弔慰金等の給付に関する進達・相談業務を行っている。

◆相談事業

戦没者の遺族の方の各種年金、給付金の受給、あるいは戦傷病者の援護などについて相談を受け、必要な指導、助言を行っている。

◆戦没者・旧軍人軍属等に対する援護

国家補償の精神に基づいて、旧軍人軍属等の遺族の方に対し、年金・給与金・公務扶助料等の支給に関する相談、弔慰金・特別給付金の支給に関する進達、相談を行っている。

◆戦傷病者に対する援護

傷病恩給、障害年金及び戦傷病者等の妻などの方に対する特別給付金のほか、現在療養している方に対する療養手当の支給に関する進達、相談を行っている。

◆戦没者追悼式

例年本市では国、県とは別に、戦没者の遺族の方の参列を得て、戦争犠牲者を追悼し、その冥福を祈るとともに、平和を祈念して追悼式を開催している。（英靈柱数3,100余柱）

日本赤十字社

日本赤十字社は、人道的任務を達成することを目的とし、日本赤十字社法に基づいて設置された団体である。

本市の赤十字活動は、社費の募集、社員の拡大、災害救護、各種講習会、献血運動、青少年の健全育成のほか、奉仕団や青少年赤十字の支援などを行っている。

○社費募集状況（各年度3月末日現在）

区分	6年度	5年度	4年度
目標額(千円)	14,980	16,073	16,073
実績額(千円)	13,060	15,576	11,912

◆災害救護

災害時（火災を含む）に備えて、毛布、日用品セットを備蓄し、また、その他救護活動に必要な救護資材を整備し、有事に備えている。

○災害救護回数

6年度	4件
5年度	2件
4年度	4件

◆各種講習会

けが人、急病人が発生したとき適切な応急手当が速やかにできる知識と技術を修得し、人命尊重と事故防止に役立てている。

献血推進事業

輸血用血液を確保するため献血思想の普及と血液センターとの連携により、街頭献血、各事業所等の献血事業を行っている。

区分	6年度	5年度	4年度
目標数（人）	2,604	2,534	2,619
献血数（人）	2,857	3,071	3,014
達成率（%）	109.7	121.1	115.0

行旅者等救援事業

身寄りや引取者のない困窮行旅人に旅費等の支給、行旅中死亡者については、埋葬などの救護を行っている。

孤立死防止対策

◆孤立死防止における取組

高齢者等が周囲に気づかれずに亡くなる孤立死を未然に防止するため、平成24年10月より、電気、ガス、水道、新聞等のライフラインに関わる事業者等と協定を締結し、要支援者の早期発見に向けた取組を実施している。

・協定締結事業所数 24事業所(令和7年4月1日現在)

再犯防止対策

◆会津若松市再犯防止推進計画

再犯防止推進計画は、国や県、関係団体等と連携して、犯罪をした者等が社会から取り残されることなく、円滑に社会復帰し地域社会の一員として活躍できる「地域共生社会の実現」を推進することで、再犯を防止し、安心して暮らせる地域社会の実現を目的に策定した計画である。

●計画期間

令和6年度～令和7年度（2年間）

●計画の体系

基本理念 誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ

基本目標1 安定した生活の確保

基本目標2 保健医療・福祉サービスの利用促進

基本目標3 関係機関との連携

基本目標4 広報・啓発活動の充実

福祉を支える市民

◆社会福祉関係各種委員・相談員等

健康と思いやりの心を育てる、社会福祉のまちづくりの形成には、行政の対応とともに、市民一人ひとりの理解と参加が必要である。

行政の対応、施策の設定の段階で、市民の意向、意志が反映され、また、事業の実施にも市民と行政が一体となって推進するために、以下の委員を国、県及び市が委嘱している。

● 民生委員推薦会委員

民生委員候補者の推薦、内申をする（10人）

● 老人ホーム入所判定委員

老人ホームの入所、継続措置の要否を判定する（5人）

● 共生福祉相談員

友愛訪問、安否の確認、日常生活の相談を受け指導助言をする（48人）

● 障がい者等の介護給付費等の支給に関する審査会委員

障害者総合支援法における障害支援区分の審査判定及び支給要否決定への意見を述べる（12人）

● 手話通訳者

聴覚障がい者等の社会生活における手話通訳をする（16人）

● 戦没者遺族相談員

遺族の年金、給付等の相談に応じる（1人）

● 子ども・子育て会議委員

子どもや子育て家庭の支援に関する施策などについて調査審議をする（19人）

民生委員・児童委員

◆民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受けて活動する民生委員・児童委員の任期は3年で、令和4年12月1日に改選された。本市の民生委員・児童委員の定数は279人で、それぞれの地域の実情の把握に努め、要支援者（世帯）の援助、福祉サービスに関する情報提供、地域住民の見守り等に当たっている。そのうち32人は、児童問題に取り組む主任児童委員である。

民生委員・児童委員で構成する地区民生児童委員協議会は、おおむね小学校通学区域を単位とした16地区に設けられている。

【民生委員・児童委員方部別委員数】

(令和7年4月1日現在)

方部	地区名	委員数
第1	行仁地区	19 (2)
第2	鶴城地区	23 (2)
第3	謹教地区	22 (2)
第4	城北地区	18 (2)
第5	日新地区	21 (2)
第6	城西地区	22 (2)
第7	町北地区	9 (2)
第8	東山地区	12 (2)
第9	湊地区	11 (2)
第10	一箕地区	24 (2)
第11	高野地区	7 (2)
第12	神指地区	11 (2)
第13	門田地区	28 (2)
第14	大戸地区	10 (2)
第15	北会津地区	19 (2)
第16	河東地区	23 (2)
計		279 (32)

※()内は主任児童委員

【活動状況】

(令和6年度)

区分	民生委員	主任児童委員
内容別相談・支援件数	在宅福祉	269
	介護保険	81
	健康・保健医療	242
	子育て・母子保健	42
	子どもの地域生活	1,457
	子どもの教育・学校生活	274
	生活費	103
	年金・保険	12
	仕事	26
	家族関係	109
	住居	76
	生活環境	251
	日常的な支援	2,142
	その他	1,853
	合計	6,937
支援分野別相談件数	高齢者に関すること	3,787
	障がい者に関すること	408
	子どもに関すること	1,758
	その他	984
	合計	6,937
その他の活動件数	調査・実態把握	1,091
	行事・事業・会議への参加協力	5,160
	地域福祉活動・自主活動	11,346
	民児協運営・研修	8,397
	証明事務	331
	要保護児童の発見の通告・仲介	213
	訪問・連絡活動	25,671
回訪問数	その他	7,584
	委員相互	11,176
	その他の関係機関	8,173
活動日数		35,319
※主任児童委員は再掲		5,399

会津若松地区保護司会

◆会津若松地区保護司会

地域社会の中でボランティアとして、犯罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、更生保護行政の重要な役割を担っている。

- ・保護司数 49名(令和7年4月1日現在)

社会福祉法人指導監査

◆社会福祉法人指導監査

社会福祉法の一部改正により県から市へ移譲された事務で、主たる事務所及びその行う事業が市の区域内にある社会福祉法人にあっては、市が所轄庁として、各種認可・届出事務及び法人運営全般に関する助言・改善指導を行います。

- ・対象法人数 14法人(令和7年4月1日現在)
- ・令和6年度実施 4法人

会津若松市社会福祉協議会

概要

本協議会は、地域社会の福祉向上のため、昭和 25 年 3 月 6 日に「財団法人若松市民生事業助成会」として発足し、会津寮授産所などを設置、運営したのがはじまりで、その後昭和 27 年 5 月 31 日に社会福祉法人に組織変更し、さらに昭和 30 年 1 月 1 日の隣接村との合併により市名を「会津若松市」と改めたのに伴い、名称を「会津若松市社会福祉協議会」と変更する。平成 16 年 11 月 1 日、旧北会津村社会福祉協議会、平成 17 年 11 月 1 日、旧河東町社会福祉協議会と合併をする。

本協議会の事業は以下のとおり。

- (1)社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2)社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3)社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4)(1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5)保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6)共同募金事業への協力
- (7)ボランティア活動の振興
- (8)老人福祉センターの経営
- (9)ふれあい福祉センター総合生活相談支援事業
- (10)低所得世帯に対する資金の貸付
- (11)奉仕銀行の設置運営
- (12)障害福祉サービス事業
- (13)障害児通所支援事業の経営
- (14)移動支援事業
- (15)居宅介護等事業
- (16)老人デイサービス事業の経営
- (17)介護予防事業
- (18)認知症対応型老人共同生活援助事業
(グループホームみなづる) の経営
- (19)福祉サービス利用援助事業
- (20)放課後児童健全育成事業
- (21)北会津保健センターの経営
- (22)園芸ふれあいセンターの経営
- (23)法人後見事業
- (24)へき地保育所事業
- (25)地域包括支援センター事業
- (26)居宅介護支援事業
- (27)要介護認定調査事業
- (28)介護予防支援事業
- (29)社会福祉事業施設団体職員の共済事業
- (30)その他この法人の目的達成のため必要な事業

組織

- 役員 理事 12 人、監事 2 人、評議員 20 人
- 職員 38 人
事務局次長 1 人、課長 3 人（兼 1 人）、室長 2 人、主幹 3 人、係長 8 人（兼 3 人）、園長 2 人、副主幹 2 人、主任主査 1 人、主査 1 人、副主査 3 人、主事 16 人

主な事業

- 総合生活支援事業（生活サポート事業）
- 地域福祉総合推進事業（ふれあいのまちづくり事業）
- ボランティア事業
- いきいき健康長寿事業
 - ・老人福祉センター運営事業
 - ・介護予防事業
 - ・会津若松市健幸スクール事業
 - ・北会津保健センター事業
- 子育て支援事業
 - ・湊しらとり保育園運営事業
 - ・放課後児童健全育成事業
 - ・障害児通所支援事業（会津通園訓練センターたんぽぽ園）
- 障がい福祉サービス事業
 - ・障がい者支援センターカムカムボランティア事業
 - ・障害児通所支援事業（会津通園訓練センターたんぽぽ園）（再掲）
 - ・障がい者日常生活支援事業
- 在宅サービス事業
 - ・北会津保健センター事業（再掲）
 - ・要介護認定調査事業
 - ・会津若松市河東地域包括支援センター事業
 - ・訪問介護事業
 - ・居宅介護支援事業
 - ・介護予防支援事業
 - ・通所介護事業
 - ・介護サポートサービス事業
 - ・認知症対応型共同生活介護事業
 - ・認知症対応型通所介護事業
 - ・会津若松市河東園芸ふれあいセンターの運営
- 共同募金
 - ・共同募金、歳末たすけあい募金への協力
- 社会福祉事業施設団体職員共済事業

各種事業の状況

● 生活福祉資金貸付状況（4年度は特例貸付含む）

区分	6年度	5年度	4年度
貸付決定件数（件）	25	27	217
貸付金額（千円）	7,045	5,121	70,208

● 社会福祉資金貸付状況

区分	6年度	5年度	4年度
貸付決定件数（件）	0	0	1
貸付金額（千円）	0	0	50

● 社会福祉団体等への助成の状況

(令和6年度)

助成団体名	助成金額(円)
会津若松市区長会	502,000
会津若松市民生児童委員協議会	400,000
会津若松市各方部民生児童委員協議会	2,315,700
会津若松市老人クラブ連合会	100,000
会津若松身体障がい者福祉会	70,000
認知症の人と家族の会福島県支部	50,000
会津地区会	
会津若松地区更生保護女性会	100,000
会津若松市保育所連合会・保育士会	200,000
会津若松市保育所保護者連合会	50,000

● 共同募金・歳末たすけあい運動の状況

(単位：千円)

区分	6年度	5年度	4年度
共同募金	11,130	11,741	11,337
歳末たすけあい	4,968	4,930	5,050

● 令和6年度共同募金方法別金額

募金方法	金額(円)
戸別募金	7,521,750
(法人)大口募金	928,000
職域募金	1,601,874
学校募金	549,396
街頭募金	67,444
その他	461,940
計	11,130,404

● 令和6年度歳末たすけあい募金の配分先

配 分 先	金額(円)
就学遭児御見舞	20,000
生活困難世帯御見舞	675,000
除雪ボランティア事業へ配分	810,000
地域福祉事業費	3,462,937
合 計	4,967,937

● 奉仕銀行預託・払出件数の推移

区分	6年度	5年度	4年度
物 品	預託件数	107	86
	払出件数	107	86

会津若松市老人福祉センター

昭和53年12月5日に設置され、市内に住む60歳以上の方に利用されている。主な事業は次のとおりである。

- ・生活、健康、その他の各種相談
- ・生業、就労等の指導
- ・健康増進と機能の回復訓練
- ・教養の向上、レクリエーション等の事業又は便宜の提供

● 開館及び利用状況

(単位:人)

区分	6年度	5年度	4年度
開館日数(日)	293	293	295
利 用 数	男	7,765	7,730
	女	6,496	6,718
	計	14,261	14,448
協力金(千円)	2,682	2,647	2,391
利用者1日平均	48.7	49.3	45.5
健康相談	1,171	1,157	2,276
ヘルストロン利用者	1,249	1,104	821

地域福祉事業

● 総合生活支援事業（生活サポート事業）

- ・ふれあい福祉センター総合生活相談所（一般相談、法律相談、障がい児者相談、ボランティア相談、傾聴相談、権利擁護・成年後見相談、子育て相談）
- ・ワンストップ相談窓口の開設
- ・地域なんでも相談会「あのね」の開催
- ・権利擁護支援体制の推進（日常生活自立支援事業、法人後見事業の実施）
- ・生活自立支援の推進（生活資金等の貸付事業、フードバンク事業）
- ・アウトリーチ等に通じた継続的支援事業
- ・福祉人材センター協力事業
- ・未来きぼう応援金事業

● 地域福祉総合推進事業（ふれあいのまちづくり事業）

- ・地域福祉活動計画の進捗管理
- ・小地域ネットワーク組織化事業の推進（「地域支え合い団体」（地区社会福祉協議会）の組織化と活動支援）
- ・高齢者等地域活動支援（ふれあい・いきいきサロン活動支援事業等）の推進
- ・空き家等を活用したささえあい拠点認定制度事業
- ・一人暮らし高齢者会食会事業
- ・緊急連絡カード配備事業
- ・福祉団体育成・支援事業
- ・生活支援相談員配置事業（避難者地域支援コーディネーターの配置）
- ・ふれあいのまちづくり地域福祉活動助成事業
- ・子ども食堂応援金事業
- ・認知症の人と家族の居場所づくり支援
- ・福祉実習生の受け入れ
- ・福祉バス運行事業
- ・奉仕銀行設置運営事業

● ボランティア事業

- ・会津若松市ボランティア学園事業
- ・ボランティアマッチング事業（インターネットを活用したマッチング機能の強化、情報発信）
- ・自分発見ボランティア事業
- ・除雪ボランティア活動事業
- ・「ありがとね◎ボランティアポイント」の周知、推進
- ・ボランティア活動保険の加入促進

- ・ボランティア活動機材の貸出
- ・ボランティア連絡協議会の育成強化及び協議会主催事業「居場所きばらし」の周知、活動支援
- ・ボランティア活動者交流会「クローバー」の支援
- ・企業の社会貢献活動への支援
- ・障がい者支援センターカムカムボランティア事業
- ・ボランティア相談体制の充実
- ・福祉教育の拡充（出前福祉体験教室事業、サービスラーニング事業）
- ・災害ボランティアセンター支援体制の強化

ボランティア活動

● 主なボランティアグループ及び活動内容

○点字サークルひよこ

各種点訳、点字講習会、視覚障がい者との交流

○会津わたぼうし会

ミニコンサート開催と障がい者との交流

○障害者の明日を考える会

障害者問題啓発活動とイベント開催

○ボランティアひまわり

保育援助・高齢者への支援

○会津難病ボランティアつむぎの会

難病患者及び家族への支援・家庭訪問

○A F SW労働組合

他団体と連携、協力、福祉施設支援・収集活動

○視覚障害者とコンピュータ勉強会「あい＆あい」

視覚障害者のPC利用援助、録音テープのCD化

○河東町防災支援無線赤十字奉仕団

社会公共のために必要な労力、その他の奉仕

○河東町ボランティアグループ「風っ子」

障がい児者支援の地域ネットワーク活動

○あいづ小さな風の会

傾聴活動

○精神保健福祉ボランティア「まざらんしょ」

精神障がい者の社会復帰のための支援活動

○会津かたりべ会

民話、昔話を語る活動

○学生ボランティア連絡会

被災者（児）支援、地域支援

